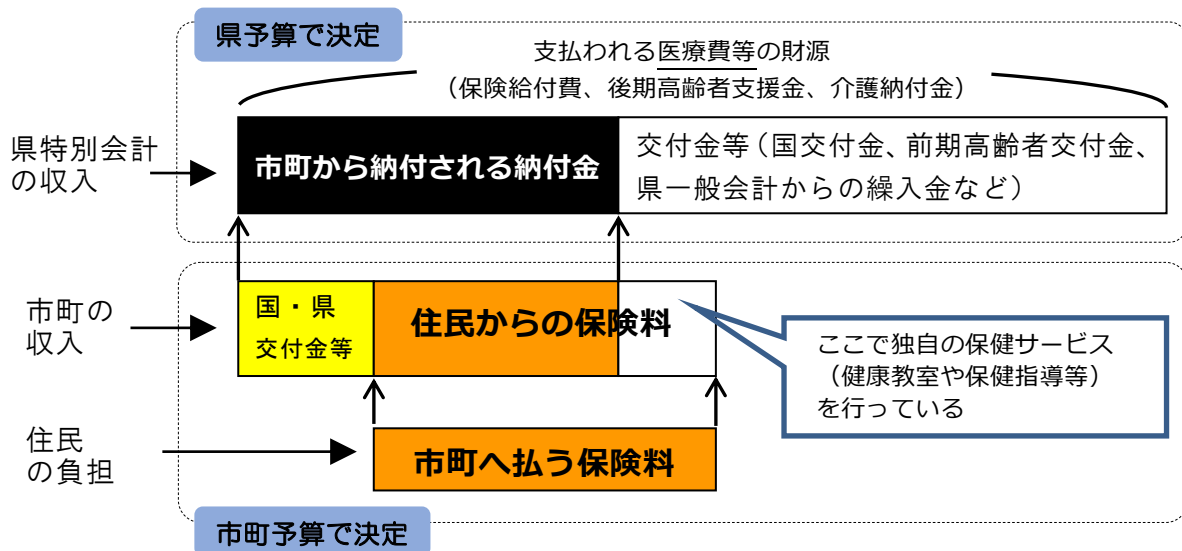


令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定について

1 国民健康保険事業費納付金算定の考え方について

市町が県に納付する令和2年度の納付金について、12月末に厚生労働省から示された指標や予算見込等（国交付金の配分額、診療報酬改定、被保険者数の推計等）を用いて算定しました。

（納付金と保険料（税）の関係図）



納付金の算定については、令和2年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等がどの程度必要になるかを推計するところから始まります。年度ごとに変わる医療費や被保険者（国民健康保険加入者）数の増減など、厚生労働省から示された数値等を盛り込んで算定するものです。

具体的には、保険給付費等総額の支払に必要となる額から国や県からの交付金等の納付金以外の収入を控除し、最終的に市町から納付される額を算定します。

本県においても、医療の高度化や被保険者の高齢化等により社会保障関係経費が増加しており、令和2年度の国民健康保険事業に係る保険給付費の伸び率は0.85%の増加を見込んでいます。

なお、平成30年度からの制度改正を原因とした負担増が発生している市町については、国と県が補てんを行うこととしていますので、納付金の増減は、各市町における医療費の増減や被保険者数の増減および年齢構成の変動等を原因としたものとなります。

2 令和2年度における納付金の算定結果について（別表6）

保険給付費の伸び率は0.85%の増加を見込んでいますが、前期高齢者交付金604億7,199万円（約41億円増）、国と県が行う国保制度改正を原因とした負担増に対する補てん9億8,175万円の公費の交付等により、各市町が負担する納付金は475億1,031万円（▲30億5,326万円 ▲6.04%の減）となっています。

各市町別では、令和元年度に比べて納付金の負担が増える市町は1（負担増額は1,331万円）、減る市町は28（負担減額は30億6,657万円）となっています。

負担が増える市町の主な理由は、前期高齢者交付金の精算による追加交付の影響がなくなったことによるものです。

一方、負担が減少する市町の主な理由は、被保険者数の減少や前期高齢者交付金の精算による償還の影響がなくなったことによるものです。

各市町においては上記の納付金をベースに、国と県の交付金（県全体で約59億円を想定）や基金繰入金等に加え、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、住民からの保険料（税）を算定していくこととなります。

3 今後の予定

今後、令和2年度の納付金、標準保険料率を確定し、市町へ正式通知するとともに、県ホームページで公表します。